

貸金庫規定 新旧対照表 (2026 年 4 月 1 日改定)

(下線部分が改定箇所)

改定前	改定後
1. 〔格納品の範囲〕 (1) ～ (2) 略 <u>(新規追加)</u> 2. 〔利用目的の確認〕 <u>(新規追加)</u> 2. 〔契約期間等〕 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3 月末日までとし、契約期間満了までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は、期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。 3. 〔使用料〕(略) 4. 〔鍵の保管〕(略) 5. 〔貸金庫の開閉等〕(略) 6. 〔届出事項の変更等〕(略) 7. 〔印章、鍵、利用カードの喪失時等の取扱い〕(略) 8. 〔印鑑照合等〕(略) 9. 〔暗証照合等 (カード式貸金庫ご利用の場合) 〕(略) 10. 〔損害の負担等〕(略) 11. 〔反社会的勢力との取引拒絶〕 この貸金庫は、第 12 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 12 条第 3 項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 12. 〔解約等〕	1. 〔格納品の範囲〕 (1) ～ (2) 略 <u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> <u>②危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u> 2. 〔利用目的の確認〕 <u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第 1 条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u> 3. 〔契約期間等〕 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3 月末日までとし、契約期間満了<u>日</u>までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は、期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。 4. 〔使用料〕(略) 5. 〔鍵の保管〕(略) 6. 〔貸金庫の開閉等〕(略) 7. 〔届出事項の変更等〕(略) 8. 〔印章、鍵、利用カードの喪失時等の取扱い〕(略) 9. 〔印鑑照合等〕(略) 10. 〔暗証照合等 (カード式貸金庫ご利用の場合) 〕(略) 11. 〔損害の負担等〕(略) 12. 〔反社会的勢力との取引拒絶〕 この貸金庫は、第 13 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 13 条第 3 項第 1 号、第 2 号 A から F または第 3 号 A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 13. 〔解約等〕

改定前	改定後
(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、利用カードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、利用カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 <u>7</u> 条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第 <u>2</u> 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他の相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき <u>(新規追加)</u> (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。 なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② <u>借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u> <u>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u>	(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、利用カードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵、利用カードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 <u>8</u> 条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第 <u>3</u> 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他の相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき ⑥ <u>借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> ⑦ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> ⑧ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第 2 条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> ⑨ <u>マネー・ロンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ロンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u> (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。 なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② <u>借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> <u>A. 暴力団</u> <u>B. 暴力団員</u> <u>C. 暴力団準構成員</u> <u>D. 暴力団関係企業</u>

改定前	改定後
<u>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> <u>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> <u>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> <u>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員 等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の<u>いずれか</u>に該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を越えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第<u>3</u>条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第<u>3</u>条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) 第1項<u>または</u>第2項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は、貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。 <u>13</u>. 〔貸金庫の修繕、移転等〕 <u>14</u>. 〔緊急措置〕 <u>15</u>. 〔譲渡、転貸等の禁止〕 <u>16</u>. 〔規定の変更〕	<u>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> <u>F. その他前各号に準ずる者</u> ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の<u>各号</u>に該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 (4) <u>前2項または</u>前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第<u>4</u>条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第<u>4</u>条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 (5) 第1項、<u>第2項または第3項</u>の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は、貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。 <u>14</u>. 〔貸金庫の修繕、移転等〕(略) <u>15</u>. 〔緊急措置〕(略) <u>16</u>. 〔譲渡、転貸等の禁止〕(略) <u>17</u>. 〔規定の変更〕(略)

以上